

報告事項

「第3期 夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン」の改訂について

1. 計画の概要

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされている。

2. 計画策定の趣旨

国が進める子ども・子育てに関する各種施策や府が推進する「子育て環境日本一」の取組を踏まえつつ、子どもの健やかな育ちを支える支援を実施していくとともに、これまで本市が取り組んできた施策を引き継ぎ、更に充実を図る。

3. これまでの経過等

平成27年(2015)年3月 「夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン」策定

↓

令和2年(2020)年3月 第2期「夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン」改訂

↓

令和7年(2025)年3月 第3期「夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン」
改訂予定(令和6年度中)

4. 今後のスケジュール等(案)

1)舞鶴市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

◆R5年11月～12月頃

アンケート作成(国や府から提示された内容を基本に検討)

➡子ども・若者支援会議で提言等された内容も含み検討。

(前回時のアンケートの主な項目)

- ①子どもの育ちをめぐる環境について
- ②保護者の就労状況について
- ③教育・保育の利用状況・利用希望等について
- ④地域の子育て支援事業の利用状況・利用希望等について
- ⑤病気の際の対応について など

◆R6年1月～2月頃

アンケート送付(無作為抽出予定)

◆R6年4月頃(R6年度～)

アンケート結果の分析

2)第3期夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プランの改訂手順

- ①アンケート結果を反映。
- ②各子ども・子育て支援関係課との連携により、たたき台を作成。
- ③たたき台をもとに、子ども等の意見の聴取・反映、子ども・若者支援会議での審議等により、素案を作成。
- ④パブリックコメントを実施
- ⑤R6年度中に改訂

【プラン改訂にあたっての留意点など】

- ①各種法律等に基づき、各自治体が策定すべき計画を包括したプランとする
 - ◆次世代育成支援対策推進行動計画
次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
 - ◆子ども・子育て支援事業計画
子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
 - ◆子どもの貧困対策についての計画
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」
 - ◆市町村こども計画(自治体こども計画)
こども基本法(*1)に基づく
 - ◆放課後子どもスマイルプラン～舞鶴市放課後児童クラブ運営計画～
 - ◆子ども・若者支援会議での委員からの提言等も内容に含み検討
- ②こども等(*2)の意見を反映するプランとする(こども基本法第11条)
 - (一例) ☞こども等の意見を聴取する内容の調査
 - ☞こども等の意見を聴くヒアリングの機会を設けるなど
- ③利用者ニーズ等の把握、子ども・子育て支援事業に係る利用者数等の推移などの「量」の見込みを算出する

【注釈】

(*1)令和5年4月1日施行

(*2)こども又はこどもを養育する者その他の関係者